

おこづかいだけじゃ、払えない!?

「お試し」がきっかけの定期購入にご用心!

スマホの動画サイトやSNSなどに表示される「お試し」「モニター募集」などの広告が入り口となって、健康食品・化粧品などの定期購入契約をしてしまった・・・というトラブルが多く発生しています。

「スマホで申し込み」「支払いはコンビニでOK」など、購入手続も比較的簡単な上、初回はおこづかいでも払えそうな金額であるため、小・中学生が契約してしまい困っている・・・という相談も見受けられます。

こんな相談事例があります!

1 今ならなんと! 初回限定! お試し価格 100円*

モデルの〇〇ちゃん
おすすめのサプリだって!
わあ、お試しで100円なら
おこづかいで買えちゃう♡

3日後…
うふっ、届いた♪

2 そして翌月…
あれ? また届いた?

…えっ? なんなの、
この「定期購入」って!?

あなたもすぐに売れっ子モデル!
「スッキリダイエットサプリ」お申込みの皆様へ
このたびは定期購入のお申込みありがとうございました。
今月から毎月1回、定期的に商品をお届けします。
代金10,000円は、お届けから7日以内に
コンビニエンスストアでご入金ください。
解約をご希望される際は、下記にお電話を下さい。
03-xxxx-xxxx

請求書

3 定期購入なんて
頼んでいません!
もう送らないで
ください!

お客様の契約は「定期購入」に
なっています。
お試し100円をお届けするには、
「最低3回の購入が条件」と、
サイトに載せていますよ。

4 ※最低3回の購入が条件です。
(2回目以降は1回1万円)

こんな小さな字、
気がつくわけ
ないでしょ…

★「お試し」広告、契約条件のココもしっかり確認を!

- ☞ 定期購入契約になっていませんか?
- ☞ 解約や返品については、どうなっていますか?

迷ったら? 困ったら? 消費生活センターに相談しましょう!

消費者ホットライン

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

局番なしの

1 (い) 8 (や) 8 (や)



「安いから」と思って、すぐに購入ボタンを押さないようにしましょう。

【参考資料】 東京都消費生活総合センター～消費者注意情報～憧れのモデルお薦めの健康食品・・・「お試し」のつもりが継続購入に! 「お試し無料」「初回限定〇〇円」のサプリが定期購入だった

